

福岡県ホームレス自立支援実施計画（第5次）

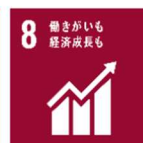
令和6年3月

福 岡 県

目 次

第1	はじめに	1
第2	ホームレスに関する現状	2
1	ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)の結果	2
2	ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)の結果	5
第3	第4次実施計画の評価と本計画(第5次)の策定	14
1	第4次実施計画について	14
2	第4次実施計画の評価	15
3	本計画(第5次)の策定の理由	21
第4	本計画の基本的な考え方及び施策	23
1	本計画の目的	23
2	本計画の位置付け	24
3	本計画の期間	24
4	基本的な考え方	25
5	施策	28
(1)	総合的な相談体制の構築	28
(2)	保健・医療の確保	30
(3)	安定した居住の場所の確保	32
(4)	就業活動の支援	35
(5)	総合的な自立支援を図る場の確保	37
(6)	生活保護法による保護の実施等	39
(7)	ホームレス問題への理解促進と人権尊重への取組	41
(8)	地域における生活環境の確保	42
(9)	民間団体等との連携の強化	43
(10)	ホームレスとなることを防止する取組	45
第5	本計画の推進体制	47
	(参考資料)ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	53

県では、持続可能な社会の実現に向け、SDGs(持続可能な開発目標)の推進を図っているところです。本計画に基づく取組は、SDGsの目標のうち「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「10 人や国の不平等をなくそう」の実現に資するものです。



第1 はじめに

平成14年8月に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。以下「法」という。）において、ホームレスの自立の支援等に関する取組が明記され、その問題の解決が図られることとなった。「法」において都道府県は、必要があると認められるときは、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため実施計画を策定することとされており、本県においては、平成16年3月に「福岡県ホームレス自立支援実施計画」（以下「実施計画」という。）の第1次実施計画を策定し、平成30年3月に策定した第4次実施計画に至るまで5年毎に計画の見直しを行いながら、関係機関及び民間支援団体と連携のもとホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

県内のホームレス数については、ピーク時の1,237人（平成21年1月）から、213人（令和5年1月）へと1,024人（82.8%）減少してきている。一方で、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化が進んでいる傾向が認められ、このようなホームレスの背後には、定まった住居を喪失し不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所を行き来している層が存在するものと考えられる。

このような中、国は、10年間の時限立法であった「法」の期限を平成24年6月に5年間、平成29年6月に10年間延長し、また、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）」を策定した。

また、平成27年4月、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期な支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）が施行され、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含めて広く対象とされたところである。

ホームレスの自立の支援にあたっては、地域に根ざしたきめ細かな対応が不可欠である。市町村や民間支援団体の果たす役割が重要であるとともに、ホームレスの流動性を踏まえた広域的対応や県民意識の啓発など広域的自治体としての県の施策との連携が必要である。

そこで、ホームレスの現状及びこれまで実施したホームレス自立支援策の評価、困窮者支援法等の関連施策の展開を踏まえ、関係者との連携のもとホームレス問題の実情に応じた施策を実施するため、第4次実施計画の次期計画として本計画を策定するものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）の結果

【調査の目的】

- 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 105 号）及び「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 30 年 7 月厚生労働省・国土交通省告示第 2 号）に基づき実施される施策の効果の継続的把握や政策評価に必要なデータの取得を目的とする。

【調査の客体】

- 都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者

【調査方法】

- 各市町村において巡回による目視調査

【調査の実施時期】

- 令和5年1月実施
※（過去の調査：平成15年2月、平成19年以降毎年1月実施）

【調査結果】

- 県内のホームレス数

R5.1 今回調査 (A)	前年との対比		R4.1 (B)	R3.1	R2.1	H31.1	H30.1
	(A-B)	増減率					
213 人※	35 人減	▲14.1%	248 人	268 人	260人	250 人	252 人

※調査開始以降、H21.1の1,237人をピークに減少。H21.1の約1/6となった。

- ホームレスを確認した市町村
県内 60 市町村のうち 6 市町でホームレスを確認(R5.1 調査)

市町村名	R5.1 今回調査	R4.1	R3.1	R2.1	H31.1	H30.1
福岡市	144 人	182 人	193 人	184 人	168 人	171 人
北九州市	57 人	56 人	50 人	58 人	64 人	62 人
久留米市	9 人	7 人	22 人	14 人	12 人	15 人
その他の市町	3 人	3 人	3 人	4 人	6 人	4 人

○ ホームレスの生活している場所

場所	R5.1 今回調査	R4.1	R3.1	R2.1	H31.1	H30.1
都市公園	64人 (30.0%)	68人 (27.4%)	65人 (24.3%)	71人 (27.3%)	68人 (27.2%)	59人 (23.4%)
河川	7人 (3.3%)	13人 (5.3%)	17人 (6.3%)	13人 (5.0%)	18人 (7.2%)	19人 (7.6%)
道路	54人 (25.4%)	59人 (23.8%)	44人 (16.4%)	45人 (17.3%)	51人 (20.4%)	56人 (22.2%)
駅舎	12人 (5.6%)	10人 (4.0%)	16人 (6.0%)	18人 (6.9%)	19人 (7.6%)	20人 (7.9%)
その他施設	76人 (35.7%)	98人 (39.5%)	126人 (47.0%)	113人 (43.5%)	94人 (37.6%)	98人 (38.9%)

※ その他施設とは、「都市公園」「河川」「道路」「駅舎」以外のどれにも該当しないもの。

例：(港湾、図書館、公民館公共施設等)

○ ホームレスの性別

区分	R5.1 今回調査	R4.1	R3.1	R2.1	H31.1	H30.1
男性	198人 (93.0%)	228人 (91.9%)	245人 (91.4%)	241人 (92.7%)	236人 (94.4%)	230人 (91.3%)
女性	15人 (7.0%)	18人 (7.3%)	18人 (6.7%)	19人 (7.3%)	12人 (4.8%)	14人 (5.6%)
不明	0人 (0.0%)	2人 (0.8%)	5人 (1.9%)	0人 (0.0%)	2人 (0.8%)	8人 (3.2%)
合計	213人 (100%)	248人 (100%)	268人 (100%)	260人 (100%)	250人 (100%)	252人 (100%)

○ ホームレスの多い都道府県

都道府県	R5.1 今回調査	R4.1	R3.1	R2.1	H31.1	H30.1
大阪府	888人	966人	990人	1,038人	1,064人	1,110人
東京都	661人	770人	862人	889人	1,126人	1,242人
神奈川県	454人	536人	687人	719人	899人	934人
福岡県	213人	248人	268人	260人	250人	252人
愛知県	136人	136人	157人	181人	180人	245人

【 参考 】

- ホームレスへの生活保護適用開始件数 526 件 (R4年 福岡県分)
(ホームレスへの生活保護適用状況に関する調査結果:対象期間 R4.1/1~12/31)

【 特徴 】

- 県内では、ここ5年間 (H30.1~R5.1) で39人 (15.5%) のホームレスが減少している。全国 (38.4%減) と比べると、その減少幅は小さい。
- 県内のホームレスは、政令指定都市、中核市に集中している。(R5.1 政令指定都市 (北九州市、福岡市) 201人 (94.4%)、中核市 (久留米市) 9人 (4.2%)、その他の市町3人 (1.4%))。また、ホームレスが確認された市町村は、ここ5年間で7市町 (H30.1) から6市町 (R5.1) に減少した。
- ホームレスの生活している場所の割合は、昨年 (R4.1) の調査と比べると「都市公園」「道路」「駅舎」で増加。「河川」「その他施設」で減少。
全国と比較すると県内のホームレスは、「その他施設」(全国 23.1%、県内 35.7%)、「都市公園」(全国 25.2%、県内 30.0%)、「道路」(全国 22.1%、県内 25.4%) の占める割合が高く、「駅舎」(全国 6.2%、県内 5.6%)、「河川」(全国 23.5%、県内 3.3%) の占める割合が低い。
- 全国と比較すると県内のホームレスは、女性のホームレスの占める割合がやや高い。(全国 5.4%、県内 7.0%)
- 都道府県別では、全国で4番目にホームレスが多い。全国のホームレス (3,065 人) の約半数 (1,549 人、50.5%) は、大阪府及び東京都に集中している。

2 ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）の結果

【 調査方法 】

- 福岡市 78 人、北九州市 21 人および久留米市 4 人の計 103 人に対する個別面接により回答を得た（男性 99 人、女性 4 人、無回答 0 人）。

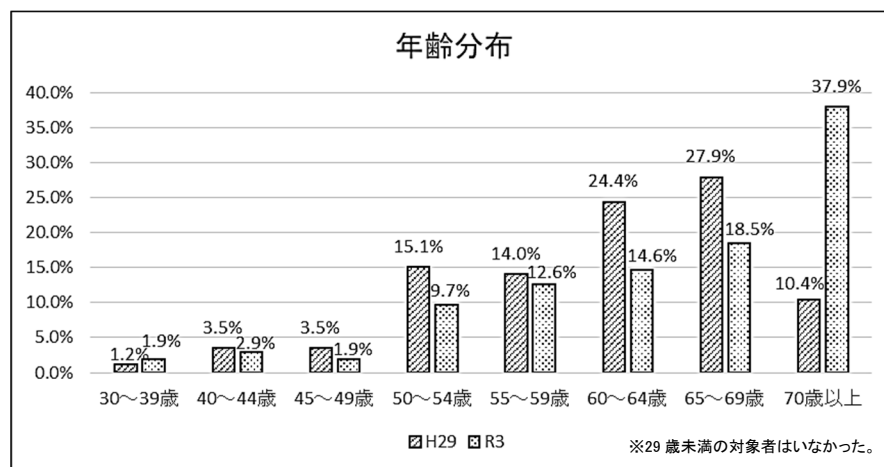
【 調査の実施時期 】

- 令和 3 年 11 月（前回調査：平成 29 年 1 月）

【 概要 】

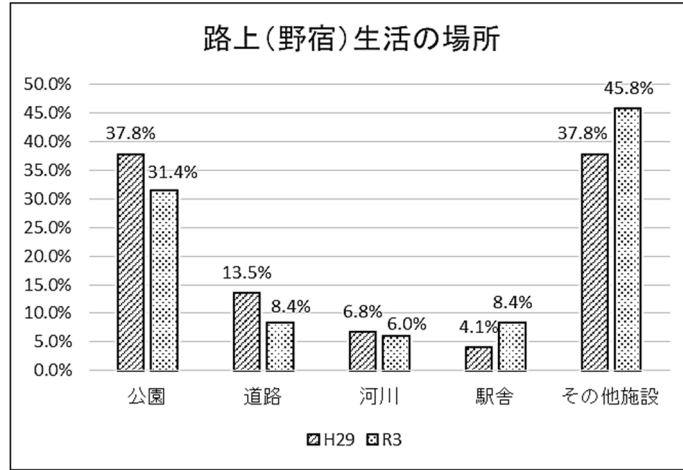
◇ 年齢

- 平均年齢は、63.8 歳（平成 29 年調査から 2.7 歳上昇）。
- 年齢分布では、高齢層（60 歳以上）71.0%・中間層（45～59 歳）24.2%・若年層が 4.8%で、平成 29 年調査から高齢層が 8.3%増加しており、ホームレスの高齢化が進んでいる。

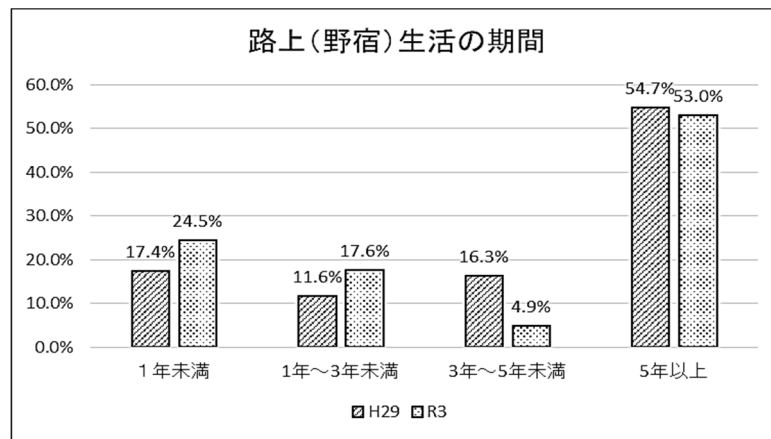


◇ 路上（野宿）生活について

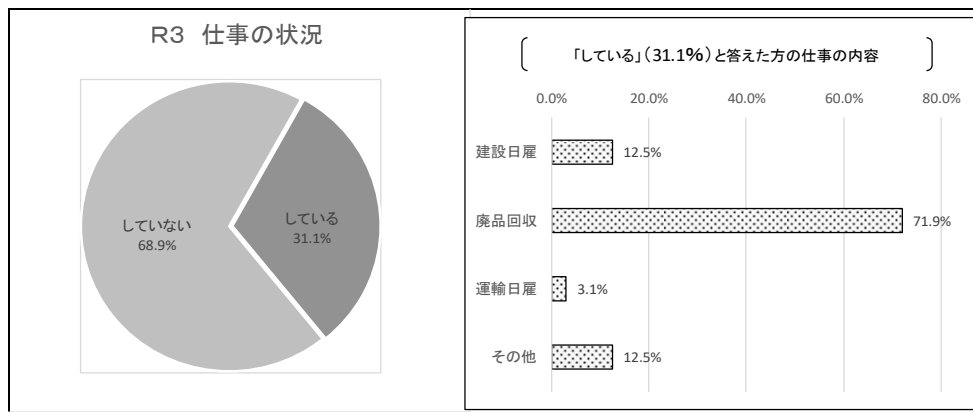
- 路上（野宿）場所は、「一定の場所で決まっている」が 81.6%（平成 29 年調査 86.0%）を占め、全国値（79.5%）と比べるとやや比率が高い。
- 具体的な路上（野宿）場所としては、「その他施設」45.8%（平成 29 年調査 37.8%）が最も多く、次いで「公園」31.4%（平成 29 年調査 37.8%）となっている。なお、「道路」8.4%（平成 29 年調査 13.5%）、「河川」6.0%（平成 29 年調査 6.8%）は、全国値（「道路」15.3%、「河川」24.8%）と比べると比率が低い。



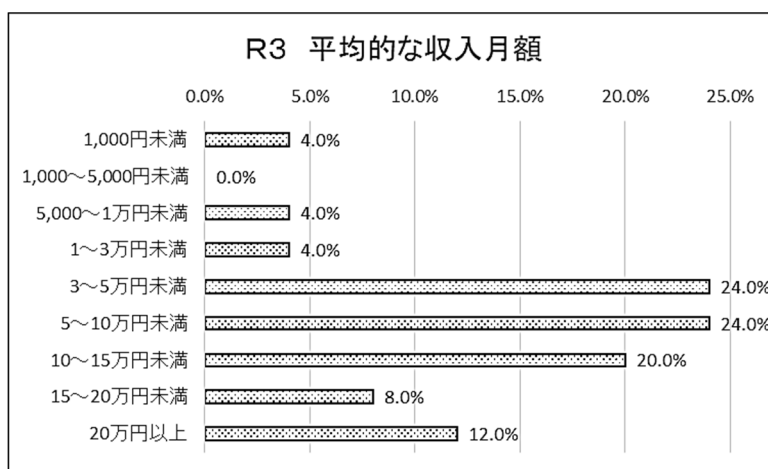
○ 路上(野宿)生活の期間は、「3年未満」の者が42.1%(平成29年調査29.0%)であるのに対し、「5年以上」の者は53.0%(平成29年調査54.7%)と過半数を占めており、依然、長期化の傾向にある。



○ 収入のある仕事を「している」者は31.1%(平成29年調査48.8%)となっており、仕事の内容は「廃品回収」71.9%(平成29年調査69.0%)が最多で、次いで「建設日雇」12.5%(平成29年調査7.1%)および「その他」12.5%(平成29年調査23.8%)となっている。

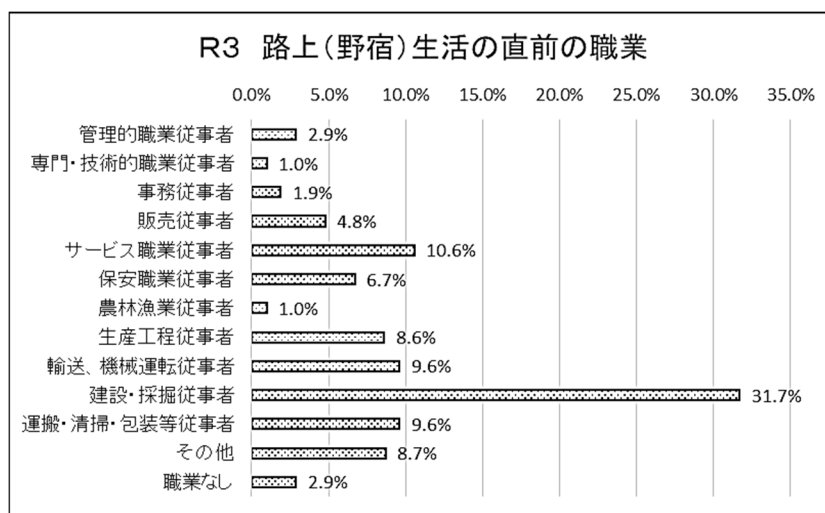


- 平均的な収入月額は、「3～10万円未満」が48.0%（平成29年調査53.7%）と約半数を占め、「10～15万円未満」20.0%（平成29年調査2.4%）、「20万円以上」12.0%（平成29年調査0.0%）となっている。

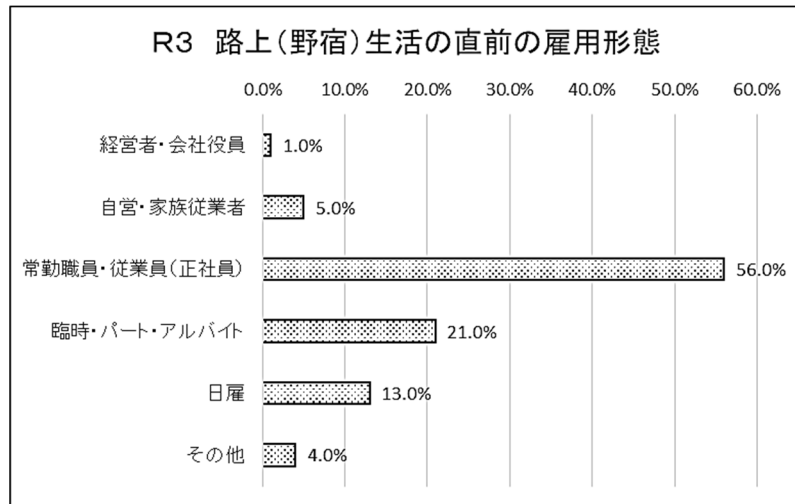


◇ 路上（野宿）生活までのいきさつ

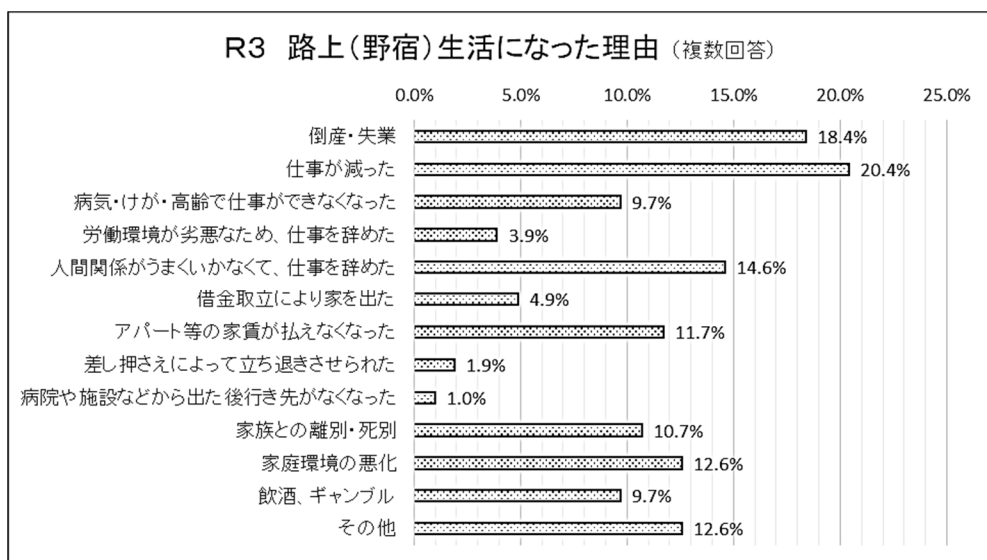
- 路上（野宿）生活の直前の職業は、「建設業関係」が31.7%（平成29年調査40.0%）を占めており、次いで「サービス業関係」10.6%（平成29年調査8.2%）となっている。



- 路上（野宿）生活の直前の雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」56.0%（平成29年調査45.2%）、「臨時・パート・アルバイト」21.0%（平成29年調査20.2%）、「日雇」13.0%（平成29年度調査21.4%）の順となっている。



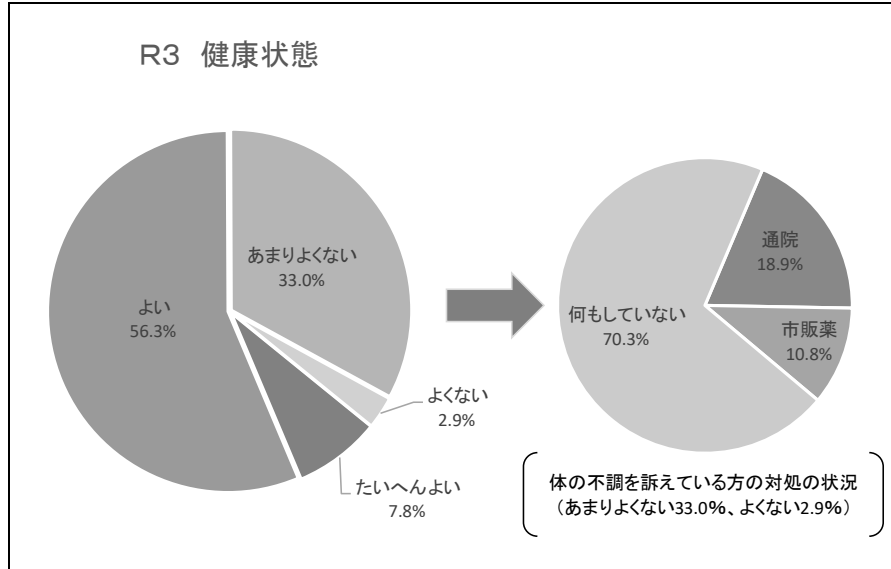
- 路上(野宿)生活に至った理由は、「仕事が減った」20.4%(平成29年調査20.9%)、「倒産・失業」18.4%(平成29年調査20.9%)、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」14.6%(平成29年調査24.4%)、「家庭環境の悪化」12.6%(平成29年調査12.8%)、「アパート等の家賃が払えなくなった」11.7%(平成29年調査12.8%)の順となっている。



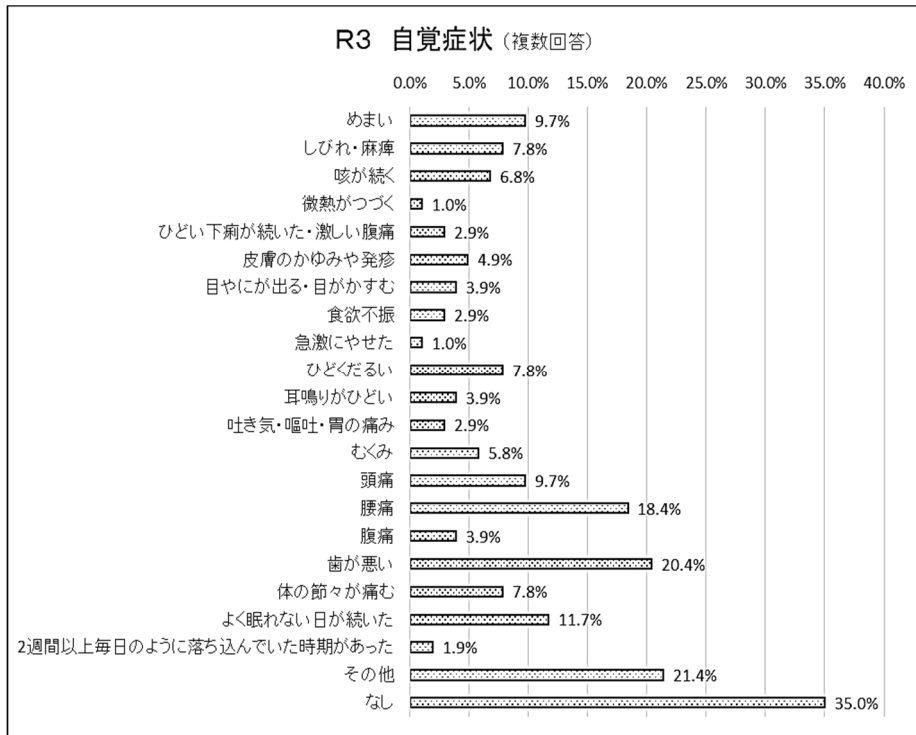
- 路上(野宿)生活をするすぐ前に住んでいた地域は、「県内」69.6%(同一市町村49.0%、他市町村20.6%)、「県外」30.4%となっている。

◇ 健康状態

- 体の不調を訴えている者は 35.9% (平成 29 年調査 22.1%)。このうち通院治療等を受けていない者は、70.3% (平成 29 年調査 63.2%) となっている。



- 自覚症状で多いものは、「歯が悪い」、「腰痛」など (平成 29 年調査では、「めまい」、「歯が悪い」、「皮膚のかゆみや発疹」、「腰痛」など)。



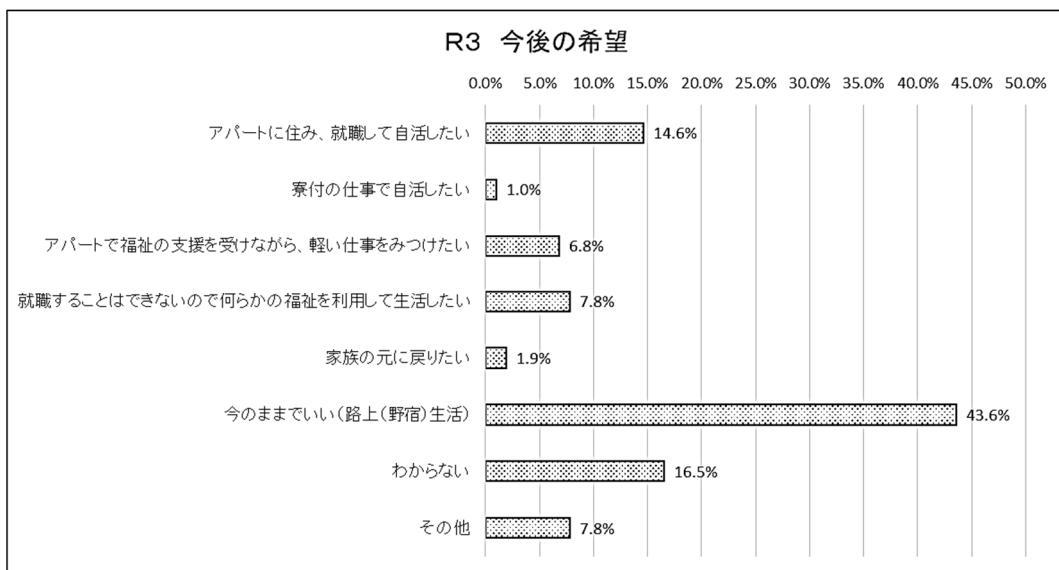
◇ 福祉制度の利用状況

- 巡回相談員に「会ったことがあり、相談した」者は39.8%(平成29年調査40.7%)、「会ったことはあるが、相談したことはない」者は51.5%(平成29年調査54.7%)、「会ったことはない」者は8.7%(平成29年調査4.6%)となっている。
- 生活保護を受給したことがある者は、33.0%(平成29年調査32.6%)となっている(全国32.7%)。

◇ 今後の希望(今後、どのような生活を望んでいるか)

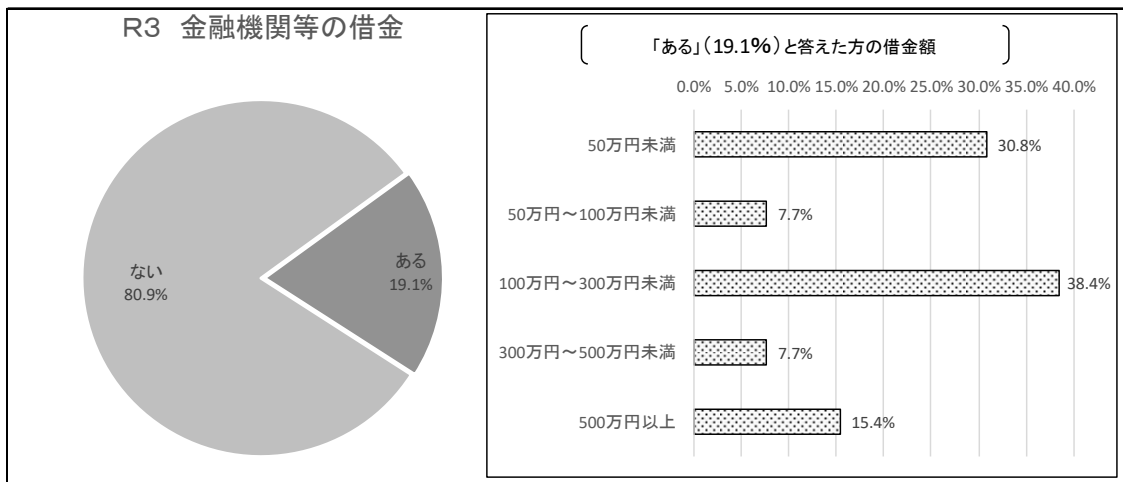
- 今後の希望としては、「今のままでいい(路上(野宿)生活)」という者が最も多く43.6%(全国40.9%)、次いで、「わからない」が16.5%(全国8.3%)、「アパートに住み、就職して自活したい」が14.6%(全国17.5%)、「就職することはできないので何らかの福祉(生活保護や施設入所等)を利用したい」7.8%(全国7.6%)、「その他」7.8%(全国10.1%)、「アパートで福祉の支援を受けながら軽い仕事をみつけない」6.8%(全国12.0%)の順となっている。

※全国に比べ今のまま(路上(野宿)生活)を望む者の比率が高く、自活などを希望する者の比率が低い。



◇ 生活歴

- 家族・親族がいる者は82.4%を占めているが、このうちここ1年間に連絡が途絶えている者は69.0%(平成29年調査70.6%)となっている。
- 公的年金の保険料を納付したことがある者は、73.8%となっている(全国62.2%)。
- 金融機関等に借金がある者は、19.1%(全国13.2%)となっている。借金額は、「100~300万円未満」が最も多く38.4%、次いで「50万円未満」30.8%となっている。



◇ 行政への要望・意見

- 行政への要望・意見については、「食事関連」29.0%(平成29年調査20.0%)で最も多く、次いで、「住居関連」が22.6%(平成29年調査30.0%)、「その他の生活関連」12.9%(平成29年調査18.0%)の順となっている。

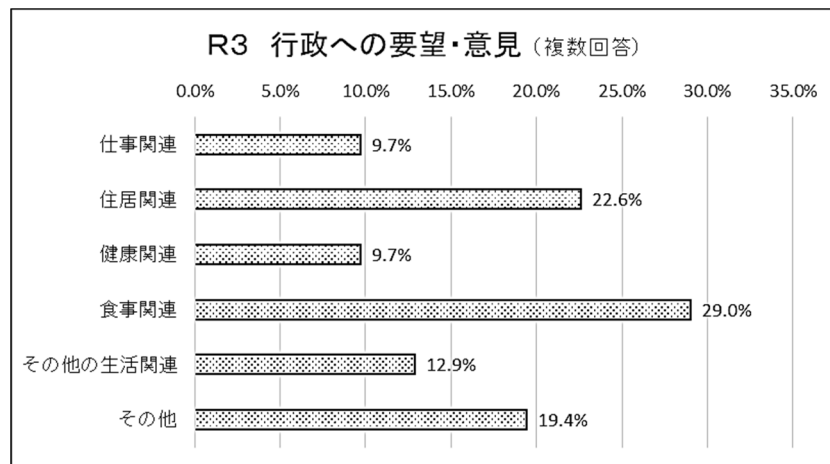


表1 都道府県別のホームレス数

(単位:人)

都道府県名	R5年調査				(参考)					R5-R4 増▲減	R5-H30 増▲減
	男	女	不明	計	R4年 調査	R3年 調査	R2年 調査	H31年 調査	H30年 調査		
北海道	27	1	7	35	35	36	32	47	38	0	▲3
青森県	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1
岩手県	0	0	1	1	0	2	3	2	2	1	▲1
宮城県	64	8	16	88	89	77	74	89	99	▲1	▲11
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	8	0	1	9	6	10	14	17	12	3	▲3
茨城県	11	0	2	13	13	17	18	16	24	0	▲11
栃木県	13	0	3	16	19	17	22	20	20	▲3	▲4
群馬県	8	2	0	10	11	21	18	20	23	▲1	▲13
埼玉県	102	4	3	109	130	145	152	191	200	▲21	▲91
千葉県	103	10	13	126	130	136	145	179	229	▲4	▲103
東京都	629	32	0	661	770	862	889	1,126	1,242	▲109	▲581
神奈川県	429	25	0	454	536	687	719	899	934	▲82	▲480
新潟県	0	0	0	0	1	9	10	11	10	▲1	▲10
富山県	1	0	3	4	5	4	3	5	3	▲1	1
石川県	2	0	0	2	3	3	7	4	4	▲1	▲2
福井県	0	0	0	0	0	1	1	1	3	0	▲3
山梨県	1	0	0	1	2	3	2	2	3	▲1	▲2
長野県	0	0	0	0	0	2	2	2	6	0	▲6
岐阜県	3	0	0	3	4	6	13	12	8	▲1	▲5
静岡県	41	3	3	47	49	49	62	67	84	▲2	▲37
愛知県	95	10	31	136	136	157	181	180	245	0	▲109
三重県	1	1	0	2	6	5	13	13	25	▲4	▲23
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	▲3
京都府	37	5	16	58	59	54	57	45	58	▲1	0
大阪府	851	35	2	888	966	990	1,038	1,064	1,110	▲78	▲222
兵庫県	42	6	4	52	75	100	94	109	115	▲23	▲63
奈良県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
和歌山県	8	0	1	9	11	12	10	20	20	▲2	▲11
鳥取県	0	0	0	0	0	1	0	3	4	0	▲4
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	6	1	1	8	10	16	16	13	15	▲2	▲7
広島県	21	2	0	23	27	23	32	31	44	▲4	▲21
山口県	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	▲2
徳島県	2	0	0	2	5	3	5	4	2	▲3	0
香川県	5	0	0	5	5	4	3	3	3	0	2
愛媛県	3	1	0	4	2	3	3	6	11	2	▲7
高知県	1	0	1	2	4	3	0	1	1	▲2	1
福岡県	198	15	0	213	248	268	260	250	252	▲35	▲39
佐賀県	7	0	0	7	8	11	9	10	10	▲1	▲3
長崎県	1	0	0	1	0	1	1	2	0	1	1
熊本県	6	0	0	6	9	15	13	13	20	▲3	▲14
大分県	1	0	0	1	3	3	3	5	7	▲2	▲6
宮崎県	3	0	0	3	4	3	2	2	2	▲1	1
鹿児島県	10	2	2	14	16	13	11	12	21	▲2	▲7
沖縄県	48	3	0	51	51	52	52	58	63	0	▲12
合計	2,788	167	110	3,065	3,448	3,824	3,992	4,555	4,977	▲383	▲1,912

表2 市町村別ホームレス数の推移

(単位:人)

市町村名	今回調査 R5.1 (A)	R4.1 (B)	R3.1 (C)	R2.1 (D)	H31.1 (E)	H30.1 (F)	前年との対比		5年前との対比	
							A-B	増減率	A-F	増減率
福岡市	144	182	193	184	168	171	▲ 38	-20.9%	▲ 27	-15.8%
北九州市	57	56	50	58	64	62	1	1.8%	▲ 5	-8.1%
久留米市(久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三瀬町)	9	7	22	14	12	15	2	28.6%	▲ 6	-40.0%
春日市	1	1	1	1	1	1	0	0.0%	0	0.0%
宗像市(宗像市・玄海町・大島村)	1	1	1	1	1	1	0	0.0%	0	0.0%
粕屋町	1	1	1	1	1	1	0	0.0%	0	0.0%
大牟田市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
直方市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
飯塚市(飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・額田町)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
田川市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
柳川市(柳川市・大和町・三橋町)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
八女市(八女市・上陽町・黒木町・立花町・矢部村・星野村)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
大川市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
行橋市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
豊前市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
中間市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
小郡市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
筑紫野市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
大野城市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
太宰府市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
糸島市(前原市・二丈町・志摩町)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
古賀市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
福津市(福岡町・津屋崎町)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
うきは市(吉井町・浮羽町)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
朝倉市(甘木市・朝倉町・杷木町)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
みやま市(瀬高町・山川町・高田町)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
那珂川市	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
宇美町	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
篠栗町	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
志免町	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
須恵町	0	0	0	1	1	1	0	—	▲ 1	—
新宮町	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
芦屋町	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
水巻町	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
遠賀町	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
筑前町(三輪町・夜須町)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
糸田町	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
川崎町	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
苅田町	0	0	0	0	1	0	0	—	0	—
吉富町	0	0	0	0	1	0	0	—	0	—
上毛町(新吉富村・大平村)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
築上町(推田町・築城町)	0	0	0	0	0	0	0	—	0	—
市町村計	213	248	268	260	250	252	▲ 35	-14.1%	▲ 39	-15.5%
福岡市・北九州市の計	(2市) 201	(2市) 238	(2市) 243	(2市) 242	(2市) 232	(2市) 233	▲ 37	-15.5%	▲ 32	-13.7%
政令市を除く市町村の計	(4市町) 12	(4市町) 10	(4市町) 25	(5市町) 18	(7市町) 18	(5市町) 19	2	20.0%	▲ 7	-36.8%

第3 第4次実施計画の評価と本計画（第5次）の策定

1 第4次実施計画について

- 本県においては、「法」の施行及び「基本方針」の制定に伴い、平成16年3月に第1次実施計画、平成21年3月に第2次実施計画、平成26年3月に第3次実施計画を策定し、ホームレス問題の実情に応じた支援策を実施してきた。
- 平成30年7月の「基本方針」の制定及び第3次実施計画の評価を踏まえ、10の施策分野において31の具体策を見直し、平成30年3月に第4次実施計画を策定のうえ、引き続きホームレス問題の実情に応じた支援策を実施することとした。
- 第4次実施計画の目的は、以下の3点であった。

ホームレスの自立

- ・ 自立の意思のあるホームレスに対し、生活相談・指導及び保健・医療の実施並びに居住場所及び就業等に関する支援を提供し、自立を支援する。
「自立」とは、就労自立（経済的自立）のみならずホームレスが路上（野宿）生活を脱し、自らの意思で安定した生活を営むこと、地域のなかで家族、友人、知人など人との関わりを持ちながら、社会的生活を営むことをいう。
- ・ 路上（野宿）生活の長期化等から自立意欲を失うに至ったホームレスに対しては、相談援助活動等を通じて自立意欲を醸成すること。

ホームレス化の防止

- ・ 困窮者支援法等による各種施策を含む包括的な支援を通じて、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者が新たにホームレスとなることを防止すること。また、いったんホームレスを脱した者が再びホームレスとなることを防止すること。

ホームレス問題の解決

- ・ ホームレスの自立の支援等を通じて、さまざまなホームレスに係る問題の解決を図ること。

- 計画期間は平成31年度から令和5年度までの5年間とした。

2 第4次実施計画の評価

- 第4次実施計画では、10の施策分野において、県が実施主体となって実施する31の具体的施策を掲げている。各施策について行った評価結果は、「成果があり継続して実施」の評価が14施策(45.2%)、「工夫して継続実施」の評価が17施策(54.8%)、「見直しが必要」と評価した施策はなかった。また、それぞれの施策分野について今後の課題について検討した。

第4次実施計画に定めた施策の評価の概要

施策	具体的施策	評価結果	担当課	
			部名	課名
(1) 総合的な相談体制の構築	ア 総合相談体制の充実	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	イ 専門相談機関等の情報提供	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		
	ウ 自立に向けた支援の充実	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		
	【今後の課題】 県内のホームレス数は減少傾向にあるが、都市部においては依然として多数確認されているため、今後も都市部関係部局との連携を図っていく必要がある。 また、ホームレス等に対して個々の状況に応じた支援を実施するため、任意事業となっている一時生活支援事業及び就労準備支援事業について、引き続き共同実施も含めた働きかけを行う必要がある。			
(2) 保健・医療の確保	ア 健康相談、保健指導の実施	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	保健医療介護部	健康増進課
	イ 医療機関等との連携の促進	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	障がい福祉課 保護・援護課
	ウ 結核対策の効果的な推進	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	保健医療介護部	がん感染症疾病対策課

施策	具体的施策	評価結果	担当課	
			部名	課名
	<p>【今後の課題】</p> <p>引き続き、生活保護の適用を行う等、保健福祉（環境）事務所及び関係福祉事務所と医療機関との連携の促進に努める。特に、認知症、依存症並びにうつ病などの精神疾患を有する（疑いを含む）ホームレスについては、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を行う必要がある。</p> <p>また、結核患者を早期発見した場合には、必要な医療に繋げ、服薬指導等を行い結核のまん延を防止する。</p>			
(3) 安定した居住の場所の確保	ア 民間賃貸住宅に関わる情報の提供及び個人・団体との協力促進	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	建築都市部	住宅計画課
	イ 県営住宅に係る中高年齢者のホームレスの単身入居・優先入居制度、NPO等への目的外使用承認の活用	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		県営住宅課
	ウ 連帯保証人の確保に関する方策の検討	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部 建築都市部	保護・援護課 住宅計画課
	エ 住居確保に係る新たな支援方策の検討	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		
	<p>【今後の課題】</p> <p>セーフティネット住宅の登録数は順調に増加しているが、需要に対して供給が充分とは言えない状況のため、引き続き制度の普及啓発を行っていくことが必要である。</p> <p>また、大家が要配慮者の入居を敬遠する傾向が依然として残っており、居住支援法人についての普及啓発が進んでいないため、制度普及のための施策が必要である。</p> <p>ホームレスに安定した居住の場所を提供するため、県営住宅の目的外使用承認の活用が今後の課題である。</p> <p>住居を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対しては、必要に応じて、住居確保給付金の支給や一時的住居の提供を支援していくとともに、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等を活用しながら、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。</p>			

施策	具体的施策	評価結果	担当課	
			部名	課名
(4) 就業活動の支援	ア 事業主等への情報提供等による協力・理解の促進	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	労働政策課
	イ 就業活動支援情報の提供のための関係機関との連携	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		労働政策課 新雇用開発課 保護・援護課
	ウ 職業能力訓練機会の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		職業能力開発課
	エ 常用雇用による自立が困難な者への支援	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		保護・援護課
	【今後の課題】 各年代別・対象別の就職支援センター等は、潜在的な支援対象者に対し、いかに情報を届けるかが課題である。引き続き、効果的な周知広報を図っていく。 ホームレスを含む生活困窮者が抱える実情に応じた就労支援を行うとともに、求職活動を行っているホームレスに対し、職業能力の向上に有効な職業訓練機会をより多く提供するため、ハローワーク等関係機関との連携を強化し、情報提供を行う。			
(5) 総合的な自立支援を図る場の確保	ア 救護施設、無料低額宿泊施設等の活用促進	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	イ 個々の状況に応じた支援と関係機関との連携	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		労働政策課 保護・援護課
	ウ 無料低額宿泊施設等に対する各種情報の提供	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		労働政策課 保護・援護課
	エ 無料低額宿泊施設等退所後のアフターケアの実施	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		保護・援護課

施策	具体的施策	評価結果	担当課	
			部名	課名
	<p>【今後の課題】</p> <p>日常生活支援住居施設については、令和2年度に創設されて間もない施設であり、その役割や機能も含めて、現場の関係者が十分に理解できていない面もあることから、引き続き、その普及啓発に努めるとともに、活用の促進を促していく必要がある。</p> <p>居宅生活に移行したホームレスで、生活保護に至らない者について、施設退所後の支援を適切に行うためには、「(3) 安定した居住の場所の確保」と同様に、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人等による生活支援等を活用しながら、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。</p> <p>また、救護施設、日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所等に対する各種情報提供の強化に努める。</p>			
(6) 生活保護法による保護の実施等	ア 生活保護の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	イ 子どもを抱えた女性や家族、若年層のホームレスへの対応	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	人づくり・県民生活部 福祉労働部	男女共同参画推進課 こども福祉課 保護・援護課
	<p>【今後の課題】</p> <p>今後もホームレスに対して、適切な保護を実施していくよう努めるとともに、女性ホームレスについては、引き続き、必要に応じ福岡県女性相談所等との連携を図るとともに、一時的住居提供事業について、県内の未実施市に対し共同実施を含めた実施について働きかけていく。</p>			
(7) ホームレス問題への理解促進と人権尊重への取組	ア 地域住民への啓発広報活動等の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	人権・同和対策局調整課 保護・援護課
	イ 関係機関の職員への研修の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		
	ウ ホームレスへの暴力・嫌がらせ等への適切な対応	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	県土整備部 建築都市部 警察本部 福祉労働部	道路維持課 河川管理課 公園街路課 生活安全総務課 保護・援護課
	エ 救護施設、無料低額宿泊施設等における人権尊重への取組	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課

施策	具体的施策	評価結果	担当課	
			部名	課名
	<p>【今後の課題】</p> <p>地域住民への理解と協力を促進するために、引き続き県のホームページ等各種媒体を通じた啓発を行うとともに、ホームレスの人権を含む様々な人権問題に関する相談に的確に対応できるよう、引き続き市町村や県の機関で人権相談に従事する職員や民生委員、児童委員等を対象とした研修の実施が必要である。</p> <p>ホームレスへの暴力・嫌がらせ等への適切な対応については、指定管理者や施設管理者による巡視や、NPO等による相談事業により、一定の抑止効果はあったと思われる。今後も継続して行い、ホームレスへの暴力・嫌がらせ等の発生を未然に防ぐよう努め、ホームレス問題への理解促進と人権尊重への取組につなげていく。</p>			
(8) 地域における生活環境の確保	ア 公共施設の適正な活用の推進	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	県土整備部 建築都市部 福祉労働部	道路維持課 河川管理課 公園街路課 保護・援護課
	イ 地域における不安の除去と事件・事故の防止	<input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	警察本部 福祉労働部	生活安全総務課 保護・援護課
	<p>【今後の課題】</p> <p>集中豪雨等による洪水時には、治水面やホームレスの安全確保の面で危険性があるため、今後も施設管理者による巡視や、退去指導等を行い、問題解決に努めていく。</p> <p>地域における不安の除去と事件・事故の防止については、休日、夜間等における、自治体等関係する機関・団体等の連絡窓口を明確にしておく必要がある。</p>			
(9) 民間団体等との連携の強化	ア 行政と民間団体等との連携の強化	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	イ 民間団体等への各種情報の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	人づくり・県民生活部 福祉労働部	社会活動推進課 保護・援護課
	ウ 民間団体等との連携・協働	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	<p>【今後の課題】</p> <p>引き続き、各関係機関との連携に努めるとともに、各種情報についても適宜提供していく。</p>			

施策	具体的施策	評価結果	担当課	
			部名	課名
(10) ホームレスとなることを防止する取組	ア ホームレスとなるおそれのある者への対応	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	福祉労働部	保護・援護課
	イ 体系的なキャリア教育の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要		
	<p>【今後の課題】</p> <p>定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業の店舗に寝泊まりする者だけでなく、知人・友人等の住居を転々とする者などホームレスになるおそれのある者に対して、相談体制や支援体制を構築し、それらの情報が広く周知されるとともに、きめ細かな支援を実施する必要がある。</p> <p>また、学校現場と連携し、福祉の側面からの支援を検討する必要がある。</p>			

○ 以上、第4次実施計画の施策の評価結果を本計画(第5次)に反映する。

3 本計画（第5次）の策定の理由

- 10年間の時限立法であった「法」が平成24年6月に5年間、平成29年6月に10年間延長された。
- 法第9条では、都道府県は施策を実施するため必要があると認められるときは、実施計画を策定しなければならない旨を定めている。
- 「基本方針」では、実施計画の計画期間を5年間（ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。）とし、計画期間の満了前に実施計画に定めた施策の評価を行い、評価により得られた結果を次の実施計画の参考にするよう規定している。（第4-1（1）、（3））
- 第4次実施計画では、「実施計画の期間」（第4-3）において、計画の期間を平成31年度から令和5年度までの5年間とし、計画期間の満了前に計画に定めた施策の評価を行いその後の施策及び計画に反映させることとしている。
- 今回、第4次実施計画の評価を踏まえ、引き続きホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施する必要があることから、令和6年度から5年間の「実施計画（第5次）」を策定する。（ただし、上記基本方針に基づき、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。）

実施計画策定に係る根拠規定等

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (平成14年8月7日法律第105号)

(実施計画)

- 第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体等の意見を聴くように努めるものとする。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 (令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号)

実施計画の期間(第4-1(1))

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする。ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。

実施計画の評価と次期計画の策定(第4-1(3))

① 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は公表する。

③ 次の実施計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに当たって参考にする。

福岡県ホームレス自立支援実施計画(第4次)

実施計画の期間(第4-3)

- 本計画の期間は、平成31年度から令和5年度までの5年間とする。
- 計画期間の満了前にホームレスの実態把握、関係機関・民間団体からの意見聴取を行い、本計画に定めた施策の評価を行い、その後の施策及び計画に反映させるものとする。

第4 本計画の基本的な考え方及び施策

1 本計画の目的

本計画は、法第9条第1項に基づき、ホームレス問題の実情に応じた施策を実施するために策定する計画であり、その目的は次のとおりである。

ホームレスの自立

- 自立の意思のあるホームレスに対し、生活相談・指導及び保健・医療の実施並びに居住場所及び就業等に関する支援を提供し、自立を支援する。
「自立」とは、就労自立（経済的自立）のみならずホームレスが路上（野宿）生活を脱し、自らの意思で安定した生活を営むこと、地域のなかで家族、友人、知人など人との関わりを持ちながら、社会的生活を営むことをいう。
- 路上（野宿）生活の長期化等から自立意欲を失うに至ったホームレスに対しては、相談援助活動等を通じて自立意欲を醸成すること。

ホームレス化の防止

- 困窮者支援法等による各種施策を含む包括的な支援を通じて、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者が新たにホームレスとなることを防止すること。また、いったんホームレスを脱した者が再びホームレスとなることを防止すること。

ホームレス問題の解決

- ホームレスの自立の支援等を通じて、さまざまなホームレスに係る問題の解決を図ること。

2 本計画の位置付け

- 本計画は、本県におけるホームレス施策を、福祉、住宅、労働等に関する施策や計画との連携を図りながら、計画的、総合的に進めるための計画である。
- 本計画は、法の趣旨及び基本方針に即して策定する計画である。
- 本計画は、「法第9条第2項に基づき県内の市町村が策定する実施計画」及びこれに基づく支援施策と連携する計画である。
- 本計画は、第4次実施計画の評価を踏まえ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を引き続き実施するために策定する計画である。

3 本計画の期間

- 本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とする。（ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。）
- 計画期間の満了前にホームレスの実態把握、関係機関・民間団体からの意見聴取を行い、本計画に定めた施策の評価を行い、その後の施策及び計画に反映させるものとする。

4 基本的な考え方

本計画は、基本方針並びに本県におけるホームレス問題の現状をふまえて、本県における施策の方向性等を明らかにするものであり、その基本的な考え方は、以下のとおりである。

① ホームレス自身の自立への意欲を基本として支援

施策の実施に当たっては、ホームレス自身の自立への意欲を基本に支援していくものとする。なお、路上（野宿）生活の長期化等から自立意欲を失うに至った者等に対しては、相談援助活動等を通じて自立意欲を醸成していく必要がある。

② ホームレス個々の事情に対応した総合的な施策の推進

ホームレスは、倒産・失業、病気やけが、人間関係、家庭内の問題、社会生活への不適応、借金による生活破綻など個々に複雑な社会的、個人的問題を抱えていることから、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かな自立のための支援が必要となる。

ホームレスの自立支援施策としては、その就労状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、このためには、就業の機会や生活の基盤となる安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。

また、路上と終夜営業の店舗や知人宅等の屋根のある場所とを行き来する不安定な居住の状況にある者などについては、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがあり、困窮者支援法に基づく施策等により支援する必要がある。

こうしたことから、各関係機関が連携のもと総合的な相談体制を整備し、個々のニーズや特性に応じて必要な施策を総合的に講じ、多様な自立支援のあり方を検討していく必要がある。

③ ホームレス問題に対する理解の促進

ホームレスの問題は、貧困、疾病、国籍等を理由として社会的に排除されている人々の問題としてとらえる必要があり、地域社会の健全な発展のために、地域社会全体で取り組まなければならない重要な課題である。このような観点から、地域住民や関係機関の職員の理解を促進することが重要である。

また、自立支援に向けた施策の実施にあたっては、公共施設の適正利用に関する施策との均衡に配慮するとともに、自立支援施策の実施結果等について地域住民等に情報提供していく必要がある。

④ 困窮者支援法等によるホームレス自立支援施策の更なる推進

困窮者支援法は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者（以下「ホームレス等」という。）を含む生活困窮者を対象に、自立相談支援事業を中心として、生活保護法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）等の関連制度と連携し包括的な支援を提供するものである。

ホームレス等の実情を踏まえ、一時生活支援事業等の活用や住宅セーフティネット法第 51 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を活用した関係者間の連携などにより、施策の推進に努めていくことが必要である。

⑤ 県の役割

ホームレス数の違い等、ホームレス問題は地域ごとにその状況が大きく異なっていることなどから、県は広域的自治体として、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供等を行うとともに、ホームレス問題を解決するための啓発広報活動等を行う。また、政令指定都市・中核市を除く県域においては、施設の広域的な利用や施策の広域的な取組の促進、既存施策の活用など、ホームレス等に対する施策の推進に努める必要がある。

また、ホームレス問題は、社会的・経済的な要因を背景に持つ広域的問題であるため、他の都道府県等との連携により自立支援施策の充実等に関する国への働きかけや共通の課題に関する情報の収集等に努める。

⑥ 市町村の役割

ホームレス等の自立の支援にあたっては、地域に根ざしたきめ細かな対応を必要とすることから、基礎的自治体である市町村の果たす役割は重要である。また、ホームレスの数の違いや行政、住民の意識等ホームレスの問題に関する状況は市町村によって大きく異なっており、市町村は、こうした地域の実情に応じた施策を推進する必要がある。

本県においては、ホームレスは減少傾向にあるものの、そのほとんどが政令指定都市及び中核市に集中（98.5%）している。このため、ホームレスが集中している政令指定都市及び中核市においては、基本方針や本計画の趣旨に即して、引き続き自立支援センターの設置やNPO等民間団体との協働等により施策の実施を図る必要がある。また、県その他の関係機関と連携を図り地域の実情に応じた実施計画の策定等により、各種施策の計画的な実施が期待される。

ホームレスの少ない市町村においては、総合的な相談体制の整備に努めるとともに、県や関係部局と連携し、困窮者支援法をはじめ既存施策の活用を図ることなどにより、ホームレス等へのきめ細かな施策を実施し、問題の早期解決を図る必要がある。

⑦ 民間団体等（注¹）との連携・協働

ホームレス等の自立支援にあたってNPO等、社会福祉協議会、社会福祉士会（注²）、民生委員・児童委員、社会福祉法人及び居住支援法人等の果たす役割は重要である。施策を実施するにあたっては、これら民間団体等との連携・協働を図る必要がある。

特に、ホームレス等の自立支援の実績を有するNPO等の活動を促進するため、各種情報の提供や事業の委託等協働事業に努める必要がある。

また、社会福祉法人、居住支援法人、高齢者・障がい者関係団体等地域福祉の推進や居住支援に実績のある民間団体等との連携に努める必要がある。

⑧ ホームレス問題の現状

ホームレスとなった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。

また、本県においては、令和5年1月実施の概数調査で確認できたホームレス数が都市部など一定の地域に偏りが見られる一方、令和3年度に実施した実態調査では、調査対象である政令指定都市及び中核市に起居する103人は、路上（野宿）生活の直前には、約半数が同じ市に、約5分の1は県内の他市町村に居住していた事実があったこと、また、都市部以外にもホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を中心に支援のニーズが存在することから、必要な支援が適宜適切に行えるよう、県として、関連する施策を広く県内に展開していくことが求められている。

¹ 「民間団体等」：本計画では、ホームレスの自立支援に重要な役割を果たす社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO等、民生委員・児童委員、社会福祉法人及び居住支援法人等を「民間団体等」と表記している。

² 「社会福祉士会」：社会福祉士とは、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う」（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）第2条）ことを業とする国家資格を有する専門職をいう。

5 施策

ここでは10の施策分野についてそれぞれの項目ごとに、「①施策の基本的な考え方」において、当該施策に係る県及び市町村に共通した課題を提示し、「②具体的施策及びその内容」において、県が実施主体となって実施する施策を掲げる。

(1) 総合的な相談体制の構築

① 施策の基本的な考え方（課題）

ホームレスに至る要因やその抱える問題はさまざまである。このため、ホームレス等の個々のニーズに的確に応えられるよう、関係機関及び民間団体等が相互に連携した総合的な相談体制を構築していく必要がある。

② 具体的施策及びその内容（県の施策）

ア 総合相談体制の充実

保健福祉（環境）事務所（注³）及び自立相談支援事務所（注⁴）を中心として、NPO等、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、社会福祉士会、救護施設等社会福祉施設、公営住宅管理者及び公共施設管理者等が相互に連携して、ホームレス等からの相談に総合的に対応する。

また、県内のホームレスについては、政令指定都市及び中核市に集中している現状にかんがみ、適宜その状況を把握していくとともに、地域の実情に応じた相談支援活動の充実についても検討する。また、相談支援活動の際、必要に応じて、障がい福祉をはじめとする福祉施策や精神保健福祉センター等の専門機関との連携を図り、保健師等の専門職の活用等についても検討する。

（担当）保護・援護課

³ 「保健福祉（環境）事務所」：本県においては、平成14年9月、保健部門・環境部門・福祉事務所機能の一体化により住民サービスの向上を図るため、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第14条第1項に基づき設置される「福祉事務所（県福祉事務所は郡部を所管。）」と地域保健法第5条に基づき設置される「保健所（県保健所は、政令指定都市、中核市を除いた市町村を所管）」が統合され、保健福祉（環境）事務所と名称変更された。

⁴ 「自立相談支援事務所」：生活困窮者自立支援法（平成25年12月13日法律第105号）第5条に基づき実施される生活困窮者自立相談支援事業において、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口。ここでは、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認などを行っている。

イ 専門相談機関等の情報提供

上記の相談支援活動において、相談結果に基づいて救護施設等への入所指導、社会福祉施設の利用案内等のほか、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介等の具体的な指導を行うとともに、職業安定機関(注⁵)の関係機関への相談につなげる。

(担当)保護・援護課

ウ 自立に向けた支援の充実

困窮者支援法に基づく相談支援においては、ホームレス等の個々のニーズに応じた支援方針を立て、個別の支援策につなげることとしている。その具体的な支援策として、一時生活支援事業や就労準備支援事業などの充実を図るとともに、未実施の市に対しては共同実施も含めた実施の働きかけを行う。

(担当)保護・援護課

⁵ 「職業安定機関」：厚生労働省福岡労働局及び県内公共職業安定所14か所をいう。

(2) 保健・医療の確保

① 施策の基本的な考え方（課題）

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスの現状を踏まえ、健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進するとともに、疾病の予防・検査、慢性病の治療等が包括的に行えるよう保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化し、救急搬送に至ることのないよう早期治療を確保していく必要がある。

また、野宿という過酷な生活が長期化するなか、様々な要因により、認知症、依存症及びうつ病など精神疾患のおそれがあるホームレスも見受けられることから、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を行う必要がある。

さらに、知的障がいなどによって日常生活や社会生活への適応が困難なホームレスも見受けられることから、各種の援助措置が受けやすくなるように、療育手帳の取得など必要な福祉施策に確実につなぐ必要がある。

② 具体的施策及びその内容（県の施策）

ア 健康相談、保健指導の実施

保健福祉（環境）事務所は、ホームレスの精神疾患も含めた疾病の発見や健康維持・改善のため、市町村等との連携を図りながら、ホームレスの個々の状況やニーズに応じた健康相談、保健指導等を行う。

（担当）健康増進課

イ 医療・介護機関等との連携の促進

医療や介護等の支援が必要なホームレス等を発見した場合に、当該ホームレス等が適切な支援を受けられるよう、無料低額診療事業等を行う施設の活用や要保護者に対する生活保護の適用、療育手帳の取得を促すなど、保健福祉（環境）事務所や医療・介護機関、市町村との連携を促進する。

また、退院後に通院治療が必要な者に対しては、住居への入居の支援や社会福祉施設等への入所の検討を行い、適切な通院治療の確保に努める。

（担当）障がい福祉課、保護・援護課

ウ 結核対策の効果的な推進

ホームレスは、厳しい生活環境の中で結核を発病しやすい状況にあることから、必要に応じて保健福祉（環境）事務所、関係市町村、医療機関、関係団体等が連携を図り、医療機関への受診や相談・支援を行う。

また、結核に罹患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問等による対面服薬指導等を実施する。

（担当）がん感染症疾病対策課

(3) 安定した居住の場所の確保

① 施策の基本的な考え方（課題）

就業機会の確保又は福祉施策の活用等により地域社会において日常生活を営むことが可能となったホームレス等に対しては、個々の状況に応じ、生活の基盤となる安定した居住の場所を確保するための入居の支援や入居後の日常生活を継続するための支援が必要である。

このため、居住支援協議会の設立の促進等を通じて、県・市町村及び居住支援法人等の民間団体等が連携し、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及びセーフティネット登録住宅などの民間賃貸住宅を活用しながら、居住の場所を確保し、ホームレス等が地域で自立した日常生活を継続することが可能となる環境づくりに努めることが重要である。

また、令和5年10月から、生活が安定するよう一時的な見守り支援等を行う一時生活支援事業（地域居住支援事業）の単独実施が可能となったことから、この活用についても検討する必要がある。

② 具体的施策及びその内容（県の施策）

ア 民間賃貸住宅に関わる情報の提供及び個人・団体との協力促進

ホームレス等に安定した居住の場所が確保されるためには、その支援窓口である自立相談支援事務所やホームレスを支援する団体等へ民間賃貸住宅情報を提供するだけでなく、終夜営業の店舗や知人宅等で不安定な居住の状態にある者にも適切に情報が伝わる必要がある。また、民間賃貸住宅の家主をはじめとした民間賃貸住宅に関わる団体等の理解が必要である。

このため、インターネット等により、ホームレス等やその支援機関に賃貸住宅情報及び居住支援法人の情報を提供するとともに、民間賃貸住宅に関わる個人・団体に対し、研修等の場において、法や住宅セーフティネット法の趣旨等の周知を図りながら、以下の事項について協力を依頼する。

(ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスなどの住宅確保要配慮者が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、自立相談支援事務所をはじめとするホームレス等の支援機関からの要請に対し、情報の提供を行うこと。

(イ) ホームレスを含む住宅確保要配慮者に対し不当な入居拒否を行わないこと。
また、その他不当な負担となることを賃貸の条件としないこと。

(担当) 住宅計画課、保護・援護課

イ 県営住宅に係る中高年齢者のホームレスの単身入居・優先入居制度、NPO等への目的外使用承認の活用

中高年齢者の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情、住宅のストックの状況等を踏まえつつ、県営住宅の入居資格を満たす者については単身入居や優先入居制度の活用を図る。

なお、県営住宅の入居に当たっては、緊急時の連絡先が確保されないことにより、県営住宅への入居に支障が生じることがないように配慮する。

また、ホームレス自立支援事業により就業した者の生活上の支援を行うNPO等に対しては、関係機関と連携の上、当該NPO等を通じてホームレスに安定した居住の場所を提供できるよう県営住宅の目的外使用承認の活用について検討する。

(担当) 県営住宅課

ウ 連帯保証人の確保に関する方策

ホームレスの大半は、家族・親族との連絡が途絶えているため、賃貸住宅の入居に必要な連帯保証人を確保することが困難である。このため、賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人の確保のため、居住支援法人の活用を促す。

(担当) 保護・援護課

エ 住居確保の支援と地域で自立した日常生活を継続することが可能となる環境づくり

ホームレスのうち、住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上(野宿)生活に至ることを防止する観点からも、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、生活の基盤となる安定した居住の場所を確保するための入居の支援や入居後の日常生活を継続するための支援が必要であることから、困窮者支援法に基づく事業(一時生活支援事業)の共同実施や居住支援法人による入居相談・援助や生活支援等により、ホームレス等が地域で自立した日常生活を継続することが可能となる環境づくりに努める。

また、生活困窮者の支援窓口である自立相談支援事務所と居住支援法人の連携強化など、より効果的な居住支援の方策について検討する。

(担当)保護・援護課

(4) 就業活動の支援

① 施策の基本的な考え方（課題）

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自身の働く意欲に基づく主体的な就業活動への取組を基本として自立支援センターやNPO等による、年齢等の特性を踏まえたキャリアカウンセリングやきめ細かな支援活動を通じ、就業活動に役立つ情報が効果的にホームレスに提供されるよう関係機関との連携を図るとともに、事業主の理解促進に努める必要がある。

また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、困窮者支援法に基づく各種支援等を通じ、就業活動に役立つ情報が効果的に提供できるように努める必要がある。

② 具体的施策及びその内容（県の施策）

ア 事業主等への情報提供等による協力・理解の促進

ホームレス等の雇用に際して、事業主が公正な採用を進められるよう啓発冊子「企業と人権」や県庁ホームページ等を活用し、事業主の理解の促進を図る。

（担当）労働政策課

イ 就業活動支援情報の提供のための関係機関との連携

ホームレスの就業活動に役立つ情報がホームレスに対して提供されることが重要であることから、県で実施する就職支援事業や国の有する求人情報等、就業活動の支援に役立つ情報が、ホームレスの就業ニーズを把握している自立支援センター、NPO等及び福祉事務所等に対して効果的に提供されるよう関係機関との連携に努める。

また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、年代別・対象別の就職支援センター等の就業活動に役立つ情報が効果的に提供されるよう、自立相談支援事務所をはじめとする関係機関への情報提供や連携に努める。

（担当）労働政策課、新雇用開発課、保護・援護課

ウ 職業能力訓練機会の提供

求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、自立支援センター等において求職活動を行っているホームレス等に対して、関係機関等と連携し、職業能力の向上に

有効な職業訓練機会（「日雇労働者等技能講習事業」など国の事業を含む）の提供に努める。

（担当）職業能力開発課、保護・援護課

エ 常用雇用による自立が困難な者への支援

直ちに常勤雇用による自立が困難なホームレス等に対しては、NPO等の民間団体及び事業関係部局等と連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業の利用を促す。

（担当）保護・援護課

(5) 総合的な自立支援を図る場の確保

① 施策の基本的な考え方（課題）

就業活動や社会的諸手続において、居住地が条件となることが多く、また、路上（野宿）生活の長期化等により日常生活管理能力や金銭管理能力等に問題があり、直ちに居宅生活に移行することが困難な者も多い。

このため、直ちに居住生活に移行することが困難なホームレスを一定の期間入所させ、当面の住居を保障するとともに、生活訓練や職業相談等が実施できる施設が不可欠である。

② 具体的施策及びその内容（県の施策）

ア 救護施設、日常生活支援住居施設（注⁶）、無料低額宿泊所（注⁷）の活用促進

ホームレスの状況（日常生活管理能力・金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活が困難な者については、救護施設、日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所の入居・入所について検討する。

なお、日常生活支援住居施設については、令和2年度に創設されて間もない施設であり、その役割や機能も含めて、現場の関係者が十分に理解できていない面もあることから、引き続き、その普及啓発に努めるとともに、活用を促していく。

また、無料低額宿泊所の事業開始にあたっては、社会福祉法第68条の2に基づき、県への届出が必要なことから、保健福祉（環境）事務所などの関係機関と連携し、未届施設や類似施設の状況把握に努める。

（担当）保護・援護課

⁶ 「日常生活支援住居施設」：無料低額宿泊所のうち、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者ごとに、個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置するなどの一定の要件を満たす施設。単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援を福祉事務所から委託される施設として都道府県知事（政令指定都市の市長）の認定が必要。

⁷ 「無料低額宿泊所」：社会福祉法第2条第3項に規定されている第2種社会福祉事業のひとつ「無料低額宿泊事業」の経営を行うための施設。生計困難者に対し、無料又は低額な料金で宿泊場所を提供することを目的とし、事業経営地の都道府県知事（政令指定都市の市長）への届け出が必要。

イ 個々の状況に応じた支援と関係機関との連携

救護施設等においては、居宅生活へ円滑に移行出来るよう、職業安定機関等との連携による職業相談を実施するなど、ホームレスの個々の状況に応じた支援が実施されるよう促す。

(担当)労働政策課、保護・援護課

ウ 各種情報の提供

各年代別・対象別の就職支援センターなどの関係機関と連携し、救護施設等に対して自立の支援に有効な各種情報の提供に努める。

(担当)労働政策課、保護・援護課

エ 退所後のアフターケアの実施

救護施設等を退所し、居宅生活に移行した者については、当該退所者等が再びホームレスとなることを防止するため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮した支援が実施されるよう、保健福祉(環境)事務所、自立相談支援事務所及び民間団体等との連携に努める。

また、退所後、住居確保やその後の生活に困難を抱えることとなるおそれがある者に対する支援について、困窮者支援法に基づく事業(一時生活支援事業)の共同実施や居住支援法人による生活支援等の活用など、ホームレス等が地域で自立した日常生活を継続することが可能となる環境づくりに努めるとともに、生活困窮者の支援窓口である自立相談支援事務所と居住支援法人の連携強化など、より効果的な居住支援の方策について検討する。

(担当)保護・援護課

(6) 生活保護法による保護の実施等

① 施策の基本的な考え方（課題）

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けることとはならない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、当該ホームレスが抱える問題・状況を把握したうえで、必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する必要がある。

また、賃貸人が住宅を提供しやすい環境を整備するため、セーフティネット住宅などに入居する被保護者について、住宅扶助費が家賃支払いに的確に充てられるよう、代理納付を積極的に活用する。

② 具体的施策及びその内容（県の施策）

ア 生活保護の実施

ホームレスの抱える問題・状況（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分把握したうえで、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

なお、ホームレスの抱える問題・状況の把握に当たっては、社会福祉士会、民生委員・児童委員協議会、NPO等との連携に努める。

ホームレスの状況からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、救護施設、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊所及び入院先の医療機関等において保護を行う。この場合、関係機関等と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を確保し、慢性疾患の継続治療、就業機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関等と連携して再びホームレスとなることを防止し、居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業活動の支援等を行う。

（担当）保護・援護課

イ 子どもを抱えた女性や家族、若年層のホームレスへの対応

女性のホームレス等に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行う。また、必要に応じて、女性相談支援センター（注⁸）や女性自立支援施設（注⁹）等の関係機関とも十分に連携を図る。

さらに、配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター（注¹⁰）等の関係機関と連携し、当面の一時的な居住の場所の確保や相談支援等の必要な支援を行う。

子どもや若年層のホームレスに対しては、ホームレス生活が長期化することのないよう早期の対応を図る。その際、必要に応じて児童相談所（注¹¹）などの関係機関との十分な連携を図る。また、若年層のホームレスについては、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等及び当該事業の関係部局と連携しながら、就労訓練事業の場の確保に努める。

性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援を行う中で、個々の事情について配慮を行う。

（担当）男女共同参画推進課、こども福祉課、保護・援護課

⁸ 「女性相談支援センター」：女性の相談支援機関として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年5月25日法律第52号）第9条に基づき各都道府県に設置されている。

⁹ 「女性自立支援施設」：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年5月25日法律第52号）第12条に基づき各都道府県に任意設置されている。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）により、被害者の保護を行うことができる施設として位置づけられている。

¹⁰ 「配偶者暴力相談支援センター」：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）第3条において、都道府県においては女性相談支援センター等で配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための機能を果たすよう位置づけられている。

¹¹ 「児童相談所」：児童福祉法第12条に基づき各都道府県及び政令指定都市に設けられた児童福祉の専門機関。18歳未満の子どもに関する相談や一時保護を行う。

(7) ホームレス問題への理解促進と人権尊重への取組

① 施策の基本的な考え方（課題）

ホームレス問題を解決するためには、ホームレスを地域社会とのつながりの中で支えていくことが必要であり、地域住民に対し、ホームレスの実態や要因・背景等について情報を提供し、ホームレスに対する偏見や差別の解消に努める必要がある。このため、関係者だけでなく、広く地域住民等に対して啓発していくとともに、ホームレスの自立支援の施策の内容や施策の実施結果等についても情報提供を行い、理解と協力を得ていくことが重要である。

② 具体的施策及びその内容（県の施策）

ア 地域住民への啓発広報活動等の推進

県のホームページ等各種媒体により施策の内容や施策の実施結果等についての情報の提供や啓発広報活動等を行い、理解と協力を促進する。

（担当）人権・同和对策局調整課、保護・援護課

イ 関係機関の職員への研修の実施

関係機関の職員を対象とした研修や会議等において、施策の内容や施策の実施結果等について情報の提供等を行う。

（担当）人権・同和对策局調整課、保護・援護課

ウ ホームレスへの暴力・嫌がらせ等への適切な対応

県民からの通報、NPO等による相談事業、施設管理者による巡視において、ホームレス以外の人からの暴力や嫌がらせ等の人権侵害事案を認知した場合には、当該事案に即した適切な解決が図られるよう関係機関相互の連携を促進する。

（担当）道路維持課、河川管理課、公園街路課、警察本部、保護・援護課

エ 救護施設、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊所等における人権尊重への取組

救護施設、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊所等においては、入所者の人権と尊厳の確保に十分配慮するとともに自己決定権が尊重されるよう努める。

（担当）保護・援護課

(8) 地域における生活環境の確保

① 施策の基本的な考え方（課題）

都市公園、河川及び道路その他の公共の用に供する施設をホームレスが起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられるなど地域の生活環境の悪化が認められるときには、ホームレスの人権に配慮しながら、地域の生活環境の適正化を図る必要がある。

また、ホームレスが存在する地域においては、地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導・取締り及び洪水など災害時の被害防止等を実施していく必要がある。

② 具体的施策及びその内容（県の施策）

ア 公共施設の適正な活用の推進

ホームレスが起居の場所とすることにより都市公園、河川及び道路その他の公共の用に供する施設の適正な利用が妨げられているときには、当該施設を管理する者と福祉部局等が連絡調整のうえ、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、当該施設の適正な利用を確保するために、施設内の巡視、施設を占拠する者に対する物件の撤去指導等を適宜行う。必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分（注¹²）等の措置を行う。

また、河川増水などの災害時においては、福祉部局と連絡調整し、配慮して対応する。

（担当）道路維持課、河川管理課、公園街路課、保護・援護課

イ 地域における不安の除去と事件・事故の防止

地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等事件・事故の防止活動を推進するため、警察とホームレス担当部局等の各担当窓口を明確にし、迅速な対応ができるよう連携強化に努める。

（担当）警察本部、保護・援護課

¹² 「監督処分」：都市公園、河川及び道路の管理者が都市公園・河川・道路の管理の障害を除去するための措置を命じること。

都市公園、河川及び道路の保全及び利用の確保のため、都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第11条、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）第75条第1項及び道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第71条第1項において、一定の違反者や同法により許可を受けた者に対して行為や工事の中止など必要な一定の措置をなすよう命じることができるとされている。

(9) 民間団体等との連携の強化

① 施策の基本的な考え方（課題）

ホームレス等の自立を支援するためには、県内のNPO等、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人及び居住支援法人等との以下のような連携・協力が不可欠である。

特に県内のNPO等には、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、個々の事情に対応したきめ細かな自立の支援活動を行う等重要な役割を果たしている団体もあることから、当該NPO等から自立支援活動に係るノウハウ等の提供を受け、その共有化を図るとともに具体的支援策のあり方等の検討を行っていく必要がある。

また、居住支援法人については、住居確保要配慮者に対する入居支援や入居後の見守りなどの生活支援を行う重要な役割を果たしている団体であることから、その連携の強化を図る必要がある。

② 具体的施策及びその内容（県の施策）

ア 行政と民間団体等との連携の強化

関係機関、NPO等、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、社会福祉士会及び居住支援法人等で構成する「福岡県ホームレス自立支援推進協議会」（注¹³）において、ホームレス等に関する各種の問題点等について議論するとともに、具体的な対応策を企画・立案する等により、本計画の推進を図る。

また、不動産関係団体、建設業団体、社会福祉協議会、居住支援法人などで構成する「福岡県居住支援協議会」において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関して必要な協議等を行うことにより、その連携を図る。

（担当）保護・援護課、住宅計画課

イ 民間団体等への各種情報の提供

民間団体等に対して、本計画や各種取組について県ホームページ等各種媒体を通じて情報提供を行うほか、特にNPO等に対して各種支援情報の提供、各種助成制度利用等に係る手続きへの支援などを行う。

（担当）社会活動推進課、保護・援護課

¹³ 「福岡県ホームレス自立支援推進協議会」：本県のホームレス自立支援実施計画を計画的、効果的に推進するため、平成16年7月に設置した。関係市、関係機関、関係団体、NPO等24者で構成され、自立支援策の検討及び情報交換、県民への啓発広報活動の推進等を行っている。

ウ 民間団体等との連携・協働

ホームレス等の自立を支援するための県が行う施策については、地域の実情に応じ、その必要性及び民間団体等への運営委託等に係る連携・協働について検討する。

(担当)保護・援護課

(10) ホームレスとなることを防止する取組

① 施策の基本的な考え方（課題）

近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる状態にある者の存在が指摘されている。

ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした社会変容に伴う社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上（野宿）生活に至る点は、共通の課題として捉える必要がある。

このような問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するほか、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に至ることを防止するとともに、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを推進する必要がある。

② 具体的施策及びその内容（県の施策）

ア 新たなホームレスとなるおそれのある者への対応

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所、終夜営業店舗及び知人宅等の屋根のある場所に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。これらの者は、居住実態が見えにくくなっているため、相談窓口等の情報提供を行うとともに、まずは早期に発見し、ホームレスに対する支援と同様に生活歴・人物像を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、関係機関が相互の連携のもとに就労情報の提供や相談活動を実施し、具体的な相談内容に応じて保健福祉（環境）事務所及び関係機関等への橋渡しを行うとともに、一時生活支援事業の実施や居住支援法人等による生活支援等を活用するなど、路上（野宿）生活に至ることのないように支援する。

（担当）保護・援護課

イ 体系的なキャリア教育の推進

若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に至る者も少なからずいる。勤労の意義を十分に理解していないこと、キャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因によりこのような状況に至っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、体系的なキャ

リア教育を推進することが必要である。そのため、教育部局における取組等と連携し、困窮者支援法に基づく事業など福祉的事業の活用も検討していく。

(担当)保護・援護課

ウ 新たなホームレスを生まない地域社会づくり

複雑化・複合化する地域住民の課題の解決に向けた支援が一体的に行われるよう、市町村における社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業(注¹⁴)をはじめとする包括的な支援体制の整備を支援することにより、居住に関する課題にも対応する。

(担当)福祉総務課、保護・援護課

¹⁴ 「重層的支援体制整備事業」:社会福祉法第106条の4第2項に基づき、市町村が地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

第5 本計画の推進体制

本計画の実施に当たっては、次の取組を通じて計画的、効果的な推進を図る。

1 福岡県ホームレス自立支援実施計画推進会議

平成16年7月に設置した「福岡県ホームレス自立支援実施計画推進会議」（庁内関係課で構成）において、本計画の計画的、効果的な推進によりホームレスの自立支援を図る。

2 福岡県ホームレス自立支援推進協議会

平成16年7月に設置した「福岡県ホームレス自立支援推進協議会」（関係市、関係機関、社会福祉協議会、社会福祉士会、民生委員・児童委員協議会、NPO等で構成）において、自立支援策の検討及び情報交換、県民への啓発広報活動の推進等を行う。

協議会には、必要に応じて施策別、地域別等の部会を設置し、関係者の出席を求め、その意見を参考にするなどして検討を行う。

3 その他

（1）関係機関職員研修会の開催

関係機関職員等を対象にホームレス問題についての理解を深め、ホームレス支援策への取組を促す。

（2）保健福祉（環境）事務所との連携

保健福祉（環境）事務所に対し、積極的に情報提供等を行い、福祉施策等への取組を促す。

（3）国、他都道府県等との連携

国との連携を強化し、各種情報の収集に努めるとともに、全国自治体ホームレス対策連絡協議会（注¹⁵）を通じて情報交換、国等の関係機関との調整・意見具申等を行う。

¹⁵ 「全国自治体ホームレス対策連絡協議会」：ホームレス問題を抱える都市及び都府県が相互に緊密に連絡や協調を図るとともに、先進的事業例等に関する情報交換並びに共通する課題に関する国等の関係機関との連絡・調整及び意見交換・具申等を行うため、平成15年7月22日に設置された。本県を含む6都府県、9政令指定都市、5特別区が参加している。

福岡県ホームレス自立支援実施計画推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)

第9条第1項に基づく実施計画の策定、実施計画の計画的、効果的な推進及びホームレスの自立支援を図るため、「福岡県ホームレス自立支援実施計画推進会議」(以下、「推進会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 福岡県ホームレス自立支援実施計画の策定に関する事。
- (2) 福岡県ホームレス自立支援実施計画の実施に関する事。
- (3) 県によるホームレス自立支援の推進に必要な事項に関する事。

(推進会議の組織)

第3条 推進会議は、議長及び構成員をもって構成する。

- 2 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 議長及び構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進会議の会議)

第4条 会議は、議長が招集し議長を務める。

- 2 推進会議は、必要に応じて関係部局又は関係団体等の意見を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第5条 議長は、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。

- 2 ワーキングチームは、議長が指名する職員をもって構成し、必要に応じて議長が招集する。

(事務局)

第6条 推進会議の庶務は、福岡県福祉労働部保護・援護課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年7月30日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年9月25日から施行する。

この要綱は、平成21年2月17日から施行する。

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

別表

区分	執行機関	部名	局名	職名
議長	知事部局	福祉労働部		次長
構成員	〃	人づくり・県民生活部		社会活動推進課長
〃	〃	〃		男女共同参画推進課長
〃	〃	保健医療介護部		健康増進課長
〃	〃	〃		がん感染症疾病対策課長
〃	〃	〃		高齢者地域包括ケア推進課長
〃	〃	福祉労働部		福祉総務課長
〃	〃	〃		こども福祉課長
〃	〃	〃		障がい福祉課長
〃	〃	〃		保護・援護課長
〃	〃	〃	労働局	労働政策課長
〃	〃	〃	〃	新雇用開発課長
〃	〃	〃	〃	職業能力開発課長
〃	〃	〃	人権・同和对策局	調整課長
〃	〃	県土整備部		道路維持課長
〃	〃	〃		河川管理課長
〃	〃	建築都市部		公園街路課長
〃	〃	〃		住宅計画課長
〃	〃	〃		県営住宅課長
〃	警察本部	生活安全部		生活安全総務課長

福岡県ホームレス自立支援推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第3次)」(平成26年3月)を計画的、効果的に推進し、ホームレスの自立支援施策を通じたホームレス問題の解決を図るため、福岡県ホームレス自立支援推進協議会(以下「本協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、会員相互が、連携、協働して「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号、以下「法」という。)に定めるホームレスの自立支援等に関する施策の検討及び情報交換、県民への啓発広報活動の推進等を行い、もってホームレス問題の解決に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ホームレスの生活相談、指導等に関する事業に係る企画、協議及び調整
- (2) ホームレスに対する健康診断、医療の提供等に関する事業の企画、協議及び調整
- (3) ホームレスの安定した居住の場所の確保の方策に関する事業の企画、協議及び調整
- (4) ホームレスの就業活動の支援に関する事業に係る企画、協議及び調整
- (5) 地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事業に係る企画、協議及び調整
- (6) ホームレスの人権の擁護及び啓発に関する事業
- (7) ホームレス問題に関する国、関係機関との連携、協力
- (8) ホームレス問題に関する調査、研究及び情報交換
- (9) その他、ホームレスの自立支援のために必要な事業

(会員)

第4条 本協議会の会員は、別表のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 役員は、会員の互選により定める。
- 3 役員の内任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第6条 本協議会の会議は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、会員で構成し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 本協議会に部会を置くことができる。部会は、必要に応じて会長が招集する。

2 部会は、会長が指名する会員で構成し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する会員の互選により定める。

(事務局)

第8条 本協議会の庶務は、福岡県福祉労働部保護・援護課において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この規約は、平成16年7月9日から施行する。
- この規約は、平成20年5月15日から施行する。
- この規約は、平成21年7月14日から施行する。
- この規約は、平成27年2月24日から施行する。
- この規約は、平成29年3月27日から施行する。
- この規約は、平成30年2月14日から施行する。
- この規約は、平成30年8月31日から施行する。
- この規約は、平成31年1月30日から施行する。
- この規約は、令和2年2月4日から施行する。
- この規約は、令和3年2月24日から施行する。
- この規約は、令和5年9月4日から施行する。

(別表) 福岡県ホームレス自立支援推進協議会会員

所 属	
1	福岡県民生委員・児童委員協議会
2	特定非営利活動法人ホームレス支援「福岡おにぎりの会」
3	公益社団法人福岡県社会福祉士会
4	特定非営利活動法人抱樸
5	社会福祉法人グリーンコープ
6	救護施設梅寿園
7	福岡県社会福祉協議会
8	北九州市立大学
9	特定非営利活動法人ホームレス支援久留米越冬活動の会
10	NPO法人福岡すまいの会
11	福岡労働局職業安定部訓練課
12	北九州市保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課
13	福岡市福祉局生活福祉部生活自立支援課
14	大牟田市保健福祉部福祉支援室保護課
15	久留米市健康福祉部生活支援第2課
16	春日市地域共生部保護課
17	大野城市すこやか福祉部生活支援課
18	福岡県保健医療介護部健康増進課
19	福岡県福祉労働部労働局労働政策課
20	福岡県県土整備部道路維持課
21	福岡県県土整備部河川管理課
22	福岡県建築都市部公園街路課
23	福岡県建築都市部県営住宅課
24	福岡県福祉労働部保護・援護課

参 考 資 料

- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法・・・53

(参考資料)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
(平成十四年八月七日法律第百五号)

最終改正:平成二九年六月二一日法律第六八号

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本方針及び実施計画(第八条・第九条)

第三章 財政上の措置等(第十条・第十一条)

第四章 民間団体の能力の活用等(第十二条—第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心とし

て行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

（ホームレスの自立への努力）

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

（国の責務）

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（国民の協力）

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

（基本方針）

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

- ニ ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
 - 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
 - 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
 - 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項
- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

（実施計画）

- 第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

（財政上の措置等）

- 第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（公共の用に供する施設の適正な利用の確保）

- 第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して二十五年を経過した日に、その効力を失う。

(平二四法四六・平二九法六八・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二一日法律第六八号)

この法律は、公布の日から施行する。

福岡県ホームレス自立支援実施計画（第5次）

福岡県福祉労働部保護・援護課
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL 092-643-3315 FAX 092-643-3306
E-mail engo@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料	
分類記号 HA	所属コード 4600508
登録年度 05	登録番号 0004